

介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

■保険者（福島町）

介護保険制度の運営をしています。

- 要介護認定を行う
- 保険証を交付する
- サービスを確保・整備する

■被保険者（サービスを利用できる人）

介護や支援が必要と認められると、サービスの利用ができます。

○第1号被保険者（65歳以上の人）

65歳の誕生日の前日をもって、第1号被保険者となります。第1号被保険者は原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

○第2号被保険者（40歳～64歳の人）

40歳の誕生日の前日をもって、第2号被保険者となります。第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。 ※特定疾病について

■サービス事業者

被保険者の方へ、実際にサービスを提供しています。